

通所型サービス 重要事項説明書

1 通所型サービスの目的

要支援又は要介護状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める通所型サービスを提供し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、お客様の心身機能の維持及び社会的孤立感の解消を図り、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅に於いて自立した生活を営むことができるよう、又、お客様のご家族の身体的・精神的負担軽減を図れるよう支援します。

2 会社概要

- 法人名称 : 株式会社 アイカワ
 - 法人所在地 : 福島県いわき市四倉町上仁井田字東山20
 - 代表番号 : 0246-32-7200
 - 代表者氏名 : 会 川 文 雄
 - 設立 : 平成12年3月1日
 - 資本金 : 1,000万円
- 通所介護、訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援等

3 通所介護サービスを提供する事業所（以下、「サービス事業所」とします）

■ サービス事業所の概要

サービス事業所の名称	アイカワ新舞子デイサービスセンター（事業所コード：0770403608）		
所在地	〒979-0203 福島県いわき市四倉町下仁井田字須賀向30-22		
電話番号等	TEL 0246-32-6411 FAX 0246-32-3560		
指定事業者番号	077-040-3608	利用定員	40名
実施サービス	通所型サービス		
サービス提供地域	いわき市		
備考			

■ 職員体制

	常勤	非常勤	計	資格等
センター長代理(管理者)	1人	1人	2人	(非常勤：センター長)
介護支援専門員	3人		3人	介護支援専門員
生活相談員	2人		2人	介護支援専門員・介護福祉士等
看護職員	2人	1人	3人	看護師・准看護師等
介護職員	7人		7人	介護支援専門員・介護福祉士・介護職員初任者等
機能訓練指導員	2人	1人	3人	看護師・准看護師等
従業職員(その他)	0人	0人	0人	
職員体制に関する備考 (兼任の有無等)	兼任有			

■ 営業日及び営業時間

- 営業日 : 休業日を除く毎日
- 営業時間 : 午前8時00分～午後5時00分（送迎時間を含みます）
- （利用者ご利用時間） : 午前9時00分～午後4時05分
- 休業日 : 土・日・年末年始

備考

※ 居宅サービス計画により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

4 主となるサービス内容

※ 介護保険法で定める通所介護のサービス内容に限られます。

■ お客様は、サービス事業所に日帰りで通い、主として以下のサービスの提供を受けることができます。

- ① 相談対応 : お客様やそのご家族の生活相談員等の対応。
- ② 健康チェック : 体温・血圧・脈拍の測定等。
- ③ 入浴 : 入浴の提供。
- ④ 食事 : 昼食の提供。
- ⑤ レクリエーション : レクリエーション活動や創作活動、行事活動等。
- ⑥ 日常動作訓練 : 歩行訓練・体操等（機能訓練）。
- ⑦ その他 : その他必要な日常生活上の世話等。
- ⑧ 送迎 : お客様の居宅からサービス事業所までの送迎。

※ 各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従業者(5参照)までお気軽におたずねください。

5 サービス従業者

① サービス従業者とは、お客様に通所型サービスを提供する株式会社アイカワ(以下、「アイカワ」とします)の職員であり、センター長(管理者)、センター長代理(管理者)、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員が該当します。

② アイカワは、介護保険法に定められている人員の基準に基づいて人員体制を整備し、お客様に対して通所型サービスを提供します。

6 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な設備を講ずるものとします。
- (2) 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように各号に掲げる設備を講ずるものとします。
 - 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - 2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - 3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等に積極的にを行います。

- (1) 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - 2) 虐待防止のための指針の整備
 - 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

9 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護（指定予防通所事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

10 非常時災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 3月 9月）
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を努めます。

11 地域との連携等

- (1) 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとします。
- (2) 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うように努めるものとします。

12 勤務体制の確保

- (1) 事業所は利用者に対する適切な通所介護事業の提供を確保するため、勤務体制等を次のとおりとします。
 - 1) 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にします。
 - 2) 職員の資質の向上を図る研修の機会を確保します。
 - 3) 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント面と（以下「職場におけるハラスメント」）の防止のための雇用管理上の措置を講じます。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれます。

①事業者が講ずべき措置の具体的内容

職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び積極的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針において規定されているが、特に留意する内容は以下のとおりです。

イ 事業所の方針等の明確化及びその周知、啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知、啓発します。

ロ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知します。
 - (2) 事業主が講じることが望ましい取組について
- パワーハラスメントにおいては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、
- ①相談に応じ、適切な対応するために必要な体制の整備
 - ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談、行為者に対して一人で対応させない等）及び
 - ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）を規定します。

13 利用料金

① 基本料金

■ 下表の金額は、介護保険法で定める通所型サービスの基本となる報酬単価であり、地域により異なります。

■ 基本料金の金額

- ・「通常規模型通所介護費」（要介護者）は、1回当たりのご利用基本料金単価ですので、ご利用される毎に同額が加算されていきます。
- ・「介護予防型通所介護費」（要支援者）は、1回当たりのご利用基本料金単価ですので、ご利用される毎に同額が加算されていきます。但し上限月額是有ります。
- ・「総合事業における介護予防通所介護相当サービス」（事業対象者）は、基本料金は要支援者と同額であるが、市の認定を受ける必要があります。

■ 基本料金に記載された金額に、介護保険法で定めるお客様のご利用状況に該当する各種「加算」が付加されます。(②加算を参照ください)

◇ 通常規模型通所介護費（基本料金）

※送迎サービスを包括

	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1		3,700円	3,880円	5,700円	5,840円	<u>6,580円</u>	6,690円
要介護2		4,230円	4,440円	6,730円	6,890円	<u>7,770円</u>	7,910円
要介護3		4,790円	5,020円	7,770円	7,960円	<u>9,000円</u>	9,150円
要介護4		5,330円	5,600円	8,800円	9,010円	<u>10,230円</u>	10,410円
要介護5		5,880円	6,170円	9,840円	10,080円	<u>11,480円</u>	11,680円

◇ 通常規模型通所介護費（基本料金1割負担者用）

※送迎サービスを包括

	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1		370円	388円	570円	584円	<u>658円</u>	669円
要介護2		423円	444円	673円	689円	<u>777円</u>	791円
要介護3		479円	502円	777円	796円	<u>900円</u>	915円
要介護4		533円	560円	880円	901円	<u>1,023円</u>	1,041円
要介護5		588円	617円	984円	1,008円	<u>1,148円</u>	1,168円

通所介護サービスの提供に要する目安の時間を基準とします。

◇ 介護予防型通所介護費（基本料金1割負担者用）

	基本部分	利用者様負担額	上限月額
要支援1	<u>436円/回数</u>	<u>436円/回数</u>	<u>1,798円/月</u>
要支援2	<u>447円/回数</u>	<u>447円/回数</u>	<u>3,621円/月</u>

◇ 介護予防型通所型サービス費（事業対象者）（基本料金1割負担者用）

	基本部分	利用者様負担額	上限月額
事業対象者、要支援1	<u>436円/回数</u>	<u>436円/回数</u>	<u>1,798円/月</u>
事業対象者、要支援2	<u>447円/回数</u>	<u>447円/回数</u>	<u>3,621円/月</u>

◇ 区分支給限度基準額

	限度額			
	保険総額	1割負担者	2割負担者	3割負担者
要支援1	¥50,320	¥5,032	¥10,064	¥35,224
要支援2	¥105,310	¥10,531	¥21,062	¥84,247
要介護1	¥167,650	¥16,765	¥33,530	¥134,115
要介護2	¥197,050	¥19,705	¥39,410	¥157,635
要介護3	¥270,480	¥27,048	¥54,096	¥216,384
要介護4	¥309,380	¥30,938	¥61,876	¥247,504
要介護5	¥362,170	¥36,217	¥72,434	¥289,736